## 北但行政事務組合入札参加者審查会規程

┌ 平成 10 年 7 月 1 日 ┐

改正 平成17年3月18日訓令第5号

平成19年4月 1日訓令第4号

平成20年3月31日訓令第4号

平成21年3月31日訓令第3号

平成21年5月15日訓令第6号

平成23年4月 1日訓令第2号

平成23年9月20日訓令第3号 平成25年2月21日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、北但行政事務組合契約規則(平成7年北但行政事務組合規則第 34 号。以下「規則」という。) 第3条の2第2項の規定に基づき、入札参加者審査会 (以下「入札審査会」という。) の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。 (審査事項及び審査対象設計金額)

- 第2条 入札審査会は、規則第3条の2第1項各号に掲げる事項を審査する。
- 2 規則第3条の2第1項第5号の別に定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める金額とする。
  - (1) 工事の請負契約 3,000万円
  - (2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務等 の委託又は役務の調達契約 1,000 万円
  - (3) 製造の請負又は物件の買入れ契約 500万円 (組織)
- 第3条 入札審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、次のとおりとする。
  - (1) 会計管理者
  - (2) 総務課長
  - (3) 施設整備課長
- 4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、委員長が命ずる。

(委員長の職務)

- 第4条 委員長は、会務を総括する。
- 2 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の定める委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 入札審査会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 入札審査会は、委員長が議長となり、委員の過半数が出席しなければ、会議を開く ことができない。

- 3 入札審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、審議のために必要があると認めるときは、必要と認める者にその出席を 求め意見を聴くことができる。

(持回り審議)

第6条 審査事項について急施を要するため、委員長において委員会を招集する暇がないと認めるときは、持回りにより審議をすることができる。

(秘密の保持)

第7条 入札審査会の会議に出席した者は、議事の経過を漏らしてはならない。 (庶務)

第8条 入札審査会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、入札審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月18日訓令第5号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第4号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第3号)

この規程は、平成21年5月16日から施行する。

附 則(平成21年5月15日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月20日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成25年2月21日訓令第1号)抄 (施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。